中央環境審議会 地球環境部会 (第 121 回) における気候変動影響評価等小委員会 中間報告に対する主な意見について

1. 気候変動影響評価等小委員会において検討すべき事項について

- ① 電力消費自体は変わってくるので、エネルギーの消費の動向みたいなものを分析する必要があり、省エネ機器がどう進展するのか、エネルギー消費はどう今後増減するのか、ヒートアイランドによる調査結果だけでなく、他の調査結果も必要。
- ② 外国の影響が日本にどう波及するか、間接的な影響も項目出しをしておいたほうが良い。
- ③ 今後の影響把握と将来予想について、時間軸として、短期と中長期的な分け方で結論をまとめると、例えば、産業対応や、温暖化のガス抑制等の対策の立て 方に具体的な方向が見えるのではないか。

2. 適応計画のあり方について

【適応計画の全体整合性について】

- ① 今回の報告書をもとに、適応計画、あるいは各省の適応実行計画ができると思うが、環境省が、全体を統括するようなことができると良い。少なくとも各省がばらばらにつくったときに漏れるもの、あるいは重複するものも出てくる可能性もあるので、全体の整合性がとれるよう、環境省で検討していただきたい。
- ② 全体で何が問題なのかということについての、明確な俯瞰図のようなものがなければいけない。そして、ある部分はリスクマネジメントの問題なので、防災の話としてやられていることと必ずリンクするはず。
- ③ 適応の問題は、リスクマネジメント的に扱わなければならない部分と、品種改良のような、別の次元だが、やらなくてはいけないことなど、いろいろあるが、その辺を混同して議論されると、政策もなかなかうまく進まない。
- ④ 食糧自給率の問題やインフラ老朽化、成長戦略等、個別政策における温暖化の 適応策の優先度を全部仕切るわけにはいかず、資源にも限りがあるので、国全 体として、温暖化に対応した国づくりの戦略が必要。個別政策と温暖化政策の 優先度の位置づけを明確にする必要がある。
- ⑤ 適応計画に伴うさまざまな施策というのは総合的かつ包括的なものであり、適 応だと言えば全て適応になってしまう。そこはよく注意が必要。

【地球環境部会等における適応のあり方の検討について】

- ① 具体的施策については、所管官庁や自治体で決めることが多々あるが、日本で 適応策を進めていくときの視点や考え方、適応策をする日本のシステムのあり 方、国と地方自治体の責務、役割分担、計画の法定化、どういう計画にするの かなどは、中環審で意見交換をしてもいいのではないか。
- ② 気候変動影響評価等小委員会の意見具申が適応計画にどう生かされるか、自治体との関係、PDCA への回し方など、地球環境部会において、そういった内容も含めた議論もするべきではないか。目標の議論もされるということなので、適応と緩和はインタラクションするべき項目ではないかと思う。
- ③ 国と自治体の役割分担が必要なので、小委員会の報告をどう使うかということは、中央環境審議会の地球環境部会が、ある程度の役割を果たさなければいけないだろう。
- ④ 他の政策領域の施策と、適応策として考えなければいけないことが、実際は全く同じで無駄を重ねるというのでは困る。見取り図をつくるということを政策レベルできちんと考え、射程距離がここまで広がるので、ここから先は環境省固有の仕事ではないが、行うのであれば一緒に行わなければいけないというような提言を、地球環境部会でするべき。今後、小委員会の報告を適宜受けながら、部会での議論をしていきたい。

【適応計画の法制化について】

- ① 地球温暖化対策推進法の中に適応計画も入れるということも、ぜひ念頭に置いて検討を進めて欲しい。
- ② 中環審の中で、計画の法定化などについて意見交換をしてもいいのではないか。

【適応計画の検討範囲について】

① 産業活動、経済活動について、欧米ではそのあたりをどのように扱っているのかも含め、日本の産業や、日本企業の海外進出先の対応なども検討するべき。 欧米では、「適応」よりもむしろリスクマネジメントという観点で、より強靭な経済活動ができるように、サプライチェーンまで含めて、かなり対応が進んでいると聞いている。

【適応策の点検について】

① 今後、適応の政策について、しっかり評価し、方向性を示すということが点検 報告及び検討作業の中でも行われていくのではないか。

【国と地方自治体等の役割分担について】

- ① 適応は、国の計画と都道府県の計画、両方で行っていく必要がある。
- ② それぞれの企業なり部署で、影響が予測され、また、実際に顕在化されたら自然に進むことと、特に政府や自治体がやるべきこと、調整すべきことの分担をはっきりとさせることが大事。
- ③ 適応の課題は、自治体が一番関心を持っているはず。情報がきちっと提供されれば、自治体としては何をやらなければいけないかということで、自ら動いているような面もある。それでも役割分担が必要。
- ④ 中環審の中で、国と地方自治体の責務、役割分担、計画の法定化、どういう計画にするのかといったところは、意見交換をしてもいいのではないか。

【企業における適応について】

- ① 産業界、電気事業では、設備というのは風水害を初めとして、十分余裕を持った設計を今行っている。適応計画というのは非常に時間スケールの長い問題で、なかなか緊迫感が出てこない。設備が変わっていく中で、状況に応じた設計をしていこうという考え方。
- ② イギリスでは適応策というよりも、社会全体のリスクマネジメントをどうする のかということを考えており、民間企業であっても公的色彩が強い主体には適 応計画をつくることを義務づけている。